

長崎県ブランド農産加工品認証制度における商品の募集について

長崎県ブランド農産加工品認証制度における商品を下記のとおり募集します。

記

1. 目的

長崎県ブランド農産加工品認証制度は、長崎県産農産物を原料として、県内で製造・販売されている農産加工品の中から、全国に誇れる農産加工品を認証し、認証商品を広く県内外にPRするとともに、販売支援等に取り組み、県内農林業の生産振興と農山村の活性化を推進することを目的とします。

2. 対象農産加工品

長崎県産農産物(農林畜産物)を原材料に使用し、原則として長崎県内で製造された農産加工品であることとします。なお、農産加工品の分類としては、JAS法における加工食品の分類のうち以下のもの対象とします。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1.野菜加工品(漬物、乾燥しいたけ等) | 9.酪農製品(アイスクリーム等) |
| 2.果実加工品(ジャム等) | 10.加工卵製品 |
| 3.茶、コーヒー及びココアの調製品(茶等) | 11.その他の畜産加工品 |
| 4.めん・パン類(うどん、素麺等) | 12.調味料及びスープ(みそ、しょうゆ等) |
| 5.菓子類(洋菓子、和菓子等) | 13.食用油脂(食用植物油等) |
| 6.豆類の調製品(豆腐等) | 14.調理食品(レトルトカレー等) |
| 7.その他の農産加工品 | 15.その他の加工食品 |
| 8.食肉製品(ハム等) | 16.飲料等(ドリンク茶等) |

3. 認証申請者の資格

認証の申請ができる者は、長崎県内において食品加工を営む者または、原則として申請商品の販売元となっている長崎県内の販売業者等とします。

4. 募集期間

平成24年 5月21日(月)～平成24年 7月31日(火)(当日必着)

5. 審査にあたって

以下の項目について審査を行い、認証商品を決定いたします。

(1)加工品について

商品の特徴づける原材料として県産農産物を使用していること。

県内で製造されたものであること。

食品添加物は法令で使用が認められているもので、必要最小限の使用であること。

表示等に関する法律を遵守していること。

(2)衛生について

衛生的な施設で加工製造されていること。

(3)商品について

長崎県のイメージを伝えることができる商品であること。(別表の品目を使用していること)

味や品質がブランド商品としてふさわしいもの。

商品の販売実績が1年以上あること。また、今後の販売の拡大計画を有していること。

なお、審査にあたって、(1)、(2)の審査については、申請書類審査及び現地調査にて審査を行います。(3)については審査委員会を開催し審査を行います。

6. 認証期間

認証を決定した日から3年間。

7. 認証商品への支援等

(1)認証証書を交付します。

(2)認証商品にブランド認証マークを使用することができます。

(3)県のホームページへの商品等の掲載或いは商品をパンフレット等に掲載し広報いたします。

(4)県の商談会等へ積極的に参加いただき全国に向け、販売支援を行います。

その他、様々な認証商品のPR等を予定しています。

8. 認証スケジュール(予定)

8月~9月 書類審査、現地調査

10月 総合審査会

11月 商品の認証

9. 提出先、問合せ先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県農林部 農産加工・流通室 「ブランド農産加工品認証制度」担当

TEL 095(895)2997 FAX 095(895)2592

e-mail s07065@pref.nagasaki.lg.jp